



平成 28 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 タキヒヨー株式会社
代表者名 取締役社長 滝 一夫
(コード番号 9982 東証・名証市場第一部)
問合せ先 専務取締役スタッフ部門統轄
武藤 篤
(TEL. 052-587-7010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 25 日開催予定の第 105 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は平成 28 年 4 月 18 日開催の取締役会において、取締役の経営と執行の役割を明確にするため執行役員制度の改定を行いました。これに伴い執行役員に関する規定として変更案第 31 条（執行役員）を設け、現行定款第 27 条（役付取締役）を削除するとともに所要の変更を行うものであります。なお、会長、社長、副社長、専務、常務の各役位は、今後は執行役員の役位として位置付け、その決定は取締役会の決議によるものとします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 31 条（取締役の責任免除）及び第 41 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、現行定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会 (招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。	第 3 章 株 主 総 会 (招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役が招集し、その議長となる。

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>取締役社長に支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長が招集できないときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(役付取締役)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議を以て取締役社長を1名おき、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第28条～第30条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め選定した代表取締役がこれに当たる。</u></p> <p>3. <u>前2項にて選定された者に支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもって予め選定した代表取締役が招集しその議長となる。前段にて選定された者が招集できないときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第27条～第29条 (現行のとおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役員)</u></p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>執行役員に関する事項は、執行役員規程による。</u></p>
--	---

<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 25 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 25 日 (水曜日)

以上